

事 務 連 絡

平成30年3月27日

各御船町指定給水装置工事事業者 様

御船町環境保全課水道係

御船町水道事業条例等改正に伴う指定給水装置工事事業者向け説明会における  
Q&Aの公表について

平素より本町の水道行政に多大なるご尽力とご理解をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、去る1月30日に開催しました表題の件について説明会におけるQ&Aを取りまとめましたので公表いたします。

つきましては、内容をご確認いただき、この度の改正への理解を深めていただくとともに、今後の給水装置工事等、各種手続きの際にお役立ていただければ幸いです。

なお、今回お示ししていない内容で、今後新たにお寄せいただきました質問については随時Q&Aの形で公開していくこととしておりますので申し添えます。

〔平成 30 年 4 月 1 日施行〕 御船町水道事業条例等改正に関する Q&A

Q1 各種様式はどのようにして取得すればよいのか。

自社で複写したもので提出しても問題は無いのか。

A 基本的には各々で印刷・複写したもので提出しても問題はないが、複写の際著しく印刷が薄い、原本の内容が損なわれているなどということがないよう注意すること。加えて、様式の電子データをダウンロードする際は設計施工基準の関係様式に載せられているものを利用することはせず、必ず御船町公式ホームページの申請書等ダウンロードの項目からダウンロードしたものを使用すること。

また、ほとんどの様式は、普通紙、再生紙の別を問わないが一部例外として施行規定様式第 1 号及び第 2 号に限り使用する用紙を指定しているため、必ずその基準にかなった用紙を使用すること。

なお、基準の詳細については設計施工基準 3-1 及び 10-1 を参照のこと。

Q2 指定給水装置工事事業者の更新制導入はいつからか。

A 更新制の導入は平成 31 年 4 月 1 日からの予定としている。

内容が固まり次第、御船町公式ホームページ上にて再度周知を図るため確認されたい。

Q3 給水装置工事の際、工事用水の竣工検査はどのように行うか。

また、その際指定給水装置工事事業者の立会いは必要か。

A 工事用水の竣工検査は主に工事用水にかかる料金算定が主たる目的であるため、事業職員のみで行い、工事店等施工関係者の立会いは不要である。

加えて、3 階直結式給水など、比較的申請件数の少ない手続きにおけるフローチャートは、平成 30 年 5 月末日までに御船町公式ホームページ上にて公開することとする。

Q3 今後、このような大幅な改正は見込まれるか。

改正がある際にはどのように周知されるのか。

A 今回の改正は主に業務フローの効率化と時宜に適合した設計施工基準の策定が趣旨であったため、それ以外の課題については今回の改正で補いきれなかったものもある。

そのため、今後運用するなかで浮き彫りになった問題点や改善案などを積極的に加味し、細かな改正をかさねながら是正をはかることとしている。

ただし、改正は年に 1 度 4 月 1 日時点での改正に限定するものとし、改正の際は新旧対照表を添え速やかに御船町公式ホームページ上にて公表することとする。

したがって毎年度初回の給水装置工事を受注した際には、一度改正の有無を確認したうえで手続きにのぞまれるよう努められたい。